章	条文	条例(規則)	協定・規約・指針・計画	
	第1条(目的)	不[/](玩光]/	加人こ 入元小3 1日以 「	/A IT
総則	第2条(定義) 第3条(最高規範)			
	第3余(取高規範) 第4条(情報共有及び公開)	▲ 生駒市情報公開条例		
第2章 基本原則	第5条(参画と協働の原則)		生駒市参画と協働の指針	
	第6条(人権の尊重)	生駒市人権擁護に関する条例 生駒市男女共同参画推進条例	生駒市人権施策に関する基本計画	
第3章 市民の権利と責務	第7条(まちづくり参画の権利)	生駒市パブリックコメント手続条例	附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針など	
	第8条(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)			子ども基本法
	第9条(まちづくり参画における市民の責務) 第10条(議会の役割と権限)	 生駒市議会基本条例		
第4章 議会及び議員の役割と責務等	第10条(議会の行為を確成) 第11条(議会の責務等)	工制川俄云签平木例 		
	第12条(議会の会議及び会期外活動) 第13条(市議会議員の責務)			
第5章 市の役割と責務等	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)		指定管理者制度に関する指針	
	第15条(市長の責務)			地方自治法
	第16条(執行機関の責務) 第17条(市の職員の責務)	生駒市行政組織条例		地方自治法 地方公務員法
第6章 市政運営	第18条(まちづくり参画における市の責務)	生駒市人権擁護に関する条例		25万五初夏/A
	第19条(総合計画等の策定)	生駒市男女共同参画推進条例生駒市総合計画審議会条例	生駒市総合計画 地域防災計画 環境基本計画 高齢者保健福祉計画 都市計画マスタープラン 生駒市景観形成基本計画 生駒市教育大綱	
	第20条(説明責任)	生駒市情報公開条例		
	第21条(意思決定の明確化) 第22条(行政組織)	上 生駒市行政組織条例		
	第23条(職員政策)		V·M·Vを軸とした人材育成基本方針	地方公務員法
	第24条(法務政策)			
	第25条(法令遵守及び公益目的通報)	生駒市法令順守推進条例 生駒市法令遵守推進条例規則		
	第26条(行政手続)	生駒市行政手続条例		
	第27条(危機管理)	生駒市新型インフルエンザ等対策本部条例 生駒市安全で住みよいまちづくりに関する条例	生駒市地区防災計画 生駒市地域防災計画 生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画 など	
	第28条(広聴応答義務)	生駒市法令順守推進条例 生駒市法令順守推進条例施行規則	工劇印制至インノルエンサ 寺州東刊 期刊回 なこ	
	第29条(広聴対応) 第30条(財政運営の基本方針)		—————————————————————————————————————	
	第31条(予算編成、執行及び決算)	生駒市予算規則	于别 从以 们自	
	第32条(財産管理)			
	第33条(財政状況の公表)	財政状況の公表に関する条例	4. 野人士 4	
	第34条(行政評価) 第35条(外部監査)	生駒市行政改革推進委員条例	生駒市行政改革大綱	↓ 地方自治法
第1節 市民参画	第36条(条例制定等の手続)	生駒市パブリックコメント手続条例		200日沿丛
	第37条(計画策定段階の原則)	生駒市パブリックコメント手続条例		
	第38条(計画策定手続)	生駒市パブリックコメント手続条例		地士白沙江
	第39条(審議会等) 第40条(市民自治の定義)		附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針 生駒市参画と協働の指針	地方自治法
第7章 第2節 市民参画、市民自治及び情 報 第3節 情報共有等	第41条(市民自治に関する市民の役割)		Section 1. In the local last the last t	
	第42条(市民自治に関する自治体の役割)			
	第43条(市民自治協議会等) 第44条(市民投票)	<u>┃</u> 生駒市市民投票条例		
	第44余(市氏投票) 第45条	工學中中人		
	第46条(情報への権利)	生駒市情報公開条例		
	第47条(情報共有制度)			
		 生駒市個人情報の保護に関する条例		
	第49条(個人情報の保護)	生駒巾個人情報の休護に関する条例 生駒市議会の個人情報の保護に関する条例		
第8章 他自治体との連携、協力等	第50条(他自治体住民との連携)	The second secon		地方自治法
	第51条(近隣自治体との連携)		奈良県市町村会総合事務組合規約 奈良県後期高齢者医療広域連合規約 奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約 東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定	地方自治法
	第52条(広域連携)		廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画 大和川水環境協議会及び竜田川流域生活排水対策推進協議会	地方自治法
Abbr a rife	第53条(国際交流及び多文化共生)		生駒市国際化基本指針	
第9章 条例の見直し	第54条			
第10章 市民自治推進委員会	第55条			